

若い人が運送業界に 来たがらないワケ

劣悪な労働条件が
主な原因です

でも1社だけ
では実現が難し
いものがある...

改善すべき労働条件

- 年間所定労働時間と時間外労働の企業内規制で過労運転の防止、労働時間短縮。
- 年齢別最低賃金と最低月収保障制度の確立で、将来の生活設計を可能に。
- 中退共（中小企業退職金共済）などの活用で、退職金制度の確立。
- 安全講習などの集団的安全対策と万一の事故に備えての「労災上積補償制度」の確立。

- その1 長時間労働で家に帰れない
- その2 将来の生活設計ができない
- その3 交通事故のリスクなど

- いったん会社を出ると、長距離運送の場合1週間近くも帰ってこれないことも。
- 賃金に占める歩合給の割合も多く、将来の収入を予測することができない。退職金も少なく、定年まで働き続けることができるか心配。
- 過労運転での交通事故も心配。

集団的労使関係の確立で

労働時間・賃金・退職金の改善を



集团的労使関係（集团交渉）で 確立してきた労働条件



建交労は40年以上にわたって集团的労使関係（集团交渉）を積み重ね、以下の労働条件を確立しています（一部抜粋）。

集团的労使関係だから 実現できた様々な成果

●賃金制度に関する事項

①18歳最低賃金

月額173,500円（家族手当・通勤手当を除く所定内賃金）

②30歳の最低保障賃金

月額221,000円（勤続5年・扶養家族手当2人含む）

③40歳の最低保障賃金

月額236,500円（勤続10年・扶養家族手当3人含む）

④運転者の最低賃金（通常賃金・1時間当たり）

中型以下 1,200円以上
大型 1,300円以上

⑤大型運転者最低月収保障

月額 328,000円

⑥普通運転者最低月収保障

月額 270,000円

●労働時間に関する事項

①年間所定労働時間 1,880時間以内

②年間総労働時間 2,350時間以内

●労災特別補償に関する事項

※労災保険に上積みして補償

①死亡、障害1～3級 3,800万円

②4級 11,500,000円

）

14級 550,000円

●業務上の交通事故、違反に関する事項

①原則として、身分・賃金保障

②損害賠償・諸費用は、原則として会社負担

●その他、教育・研修制度あり



経営環境改善を求めて労使共同での経済産業省・中小企業庁との交渉

労使共同で 経営環境改善のとりくみを推進

建交労は労使共同でトラック事業者向けに「取引動向アンケート」に毎年とりくみ、約1,000社を超える事業者から集約しています。このアンケートに示された実態をもとに毎年の中央省庁（国土交通省や経済産業省など）への要請と交渉、業界団体（全日本トラック協会）への要請と交渉に反映させています。あわせてトラック業界の健全な発展と中小企業の経営安定をはかる請願署名に毎年とりくんでいます。

なが年にわたるこうしたとりくみは、近年、「運賃・料金」についての行政や業界団体あげてのとりくみとして実を結んできています。また、労働時間短縮問題についても改善にむけた真剣な議論が政府・業界団体も巻き込んだ形で進められるようになってきました。



建交労関西支部

（全日本建設交運一般労働組合関西支部）

〒532-0011 大阪市淀川区西中島7-12-9 建交労会館3階
TEL (06) 6886-3915 FAX (06) 6886-3917
URL <http://www.ctg-kansai.com/>